



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度
宇城農地整備事業
水管理計画策定業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
宇城農地整備事業所

事業名	宇城農地整備事業
業務名	水管理計画策定業務

業務別業務名: 設計業務

コード	名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
S02115	*** S単 - 1号 *** 技師(A) 技師(A)		人	59,600		歩A・単A
S02115	*** S単 - 2号 *** 技師(B) 技師(B)		人	48,500		歩A・単A
S02115	*** S単 - 3号 *** 技術員 技術員		人	36,100		歩A・単A
S63003	*** S単 - 4号 *** 設計労務(直接人件費内業) 設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,10.00人,51.50人,59.50人,44.50人,0.00人		式	8,417,500		歩A・単A
S63007	*** S単 - 5号 *** 設計労務(直接人件費外業) 設計労務(直接人件費外業) 0.00人,0.00人,0.00人,5.00人,5.00人,0.00人,0.00人		式	540,500		歩A・単A
S63010	*** S単 - 6号 *** 打合せ(着工前) 打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.14日		回	80,960		歩A・単A
S63010	*** S単 - 7号 *** 打合せ(中間) 打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,中間,0.00人,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.14日		回	69,184		歩A・単A
S63010	*** S単 - 8号 *** 打合せ(最終) 打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.14日		回	80,960		歩A・単A
S63011	*** S単 - 9号 *** 着工前打合せ(設計旅費・交通費) 打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種・解析等調査業務,着手前・最終,0.50日,0.14日,通勤により打合せ, ライトバン,1日,1時間		回	3,041		歩A・単A
S63011	*** S単 - 10号 *** 中間打合せ(設計旅費・交通費) 打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種・解析等調査業務,中間,0.50日,0.14日,通勤により打合せ,ライトバ ン,1日,1時間		回	3,041		歩A・単A
S63011	*** S単 - 11号 *** 最終打合せ(設計旅費・交通費) 打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種・解析等調査業務,着手前・最終,0.50日,0.14日,通勤により打合せ, ライトバン,1日,1時間		回	3,041		歩A・単A
S63018	*** S単 - 12号 *** 旅費交通費(設計外業日帰用) 旅費交通費(設計外業日帰用) ライトバン,5日,1時間		式	15,203		歩A・単A
S63023	*** S単 - 13号 *** 電子納品版業務報告書作成 電子納品版業務報告書作成 1,A-4,1000,10cm,0		式	13,489		歩A・単A
T00002	*** T単 - 1号 *** 現地調査(外業作業移動日)基準日額 技師(A)		日	9,536		歩A・単A
T00003	*** T単 - 2号 *** 現地調査(外業作業移動日)基準日額 技師(B)		日	7,760		歩A・単A
T00005	*** T単 - 3号 *** 公開用成果物の作成		式	18,083		歩A・単A

事業名	宇城農地整備事業
業務名	水管理計画策定業務

業務別業務名:設計業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単 - 1号 ***						
S02115	技師(A)		人		1,000	歩A 当たり算出
	技師(A)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04004		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04004	技師(A)	1.000	人	59,600	59,600	
	合計				59,600	算出数量 1.000人
	単価				59,600	
*** S単 - 2号 ***						
S02115	技師(B)		人		1,000	歩A 当たり算出
	技師(B)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04005		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04005	技師(B)	1.000	人	48,500	48,500	
	合計				48,500	算出数量 1.000人
	単価				48,500	
*** S単 - 3号 ***						
S02115	技術員		人		1,000	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04007		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04007	技術員	1.000	人	36,100	36,100	
	合計				36,100	算出数量 1.000人
	単価				36,100	
*** S単 - 4号 ***						
S63003	設計労務(直接人件費内業)		式		1,000	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人,0.00人,10.00人,51.50人,59.50人,44.50人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数 3)主任技師の人数 4)技師Aの人数 5)技師Bの人数 6)技師Cの人数 7)技術員の数	0.00人 0.00人 10.00人 51.50人 59.50人 44.50人 0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04003	主任技師	10.000	人	66,900	669,000	
R04004	技師(A)	51.500	人	59,600	3,069,400	
R04005	技師(B)	59.500	人	48,500	2,885,750	
R04006	技師(C)	44.500	人	40,300	1,793,350	
	合計				8,417,500	算出数量 1.000式
	単価		式		8,417,500	
*** S単 - 5号 ***						
S63007	設計労務(直接人件費外業)		式		1,000	歩A 当たり算出

事業名	宇城農地整備事業					
業務名	水管理計画策定業務					
業務別業務名: 設計業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	設計労務(直接人件費外業) 0.00人,0.00人,0.00人,5.00人,5.00人,0.00人,0.00人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長の人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	5.00人				
	5)技師Bの人数	5.00人				
	6)技師Cの人数	0.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04004	技師(A) 外業	5.000	人	59,600	298,000	
R04005	技師(B) 外業	5.000	人	48,500	242,500	
	合計				540,500	算出数量 1.000 式
	単価		式		540,500	
	*** S単 - 6号 ***					
S63010	打合せ(着工前)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.14日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	日			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.140日				
R04003	主任技師	0.640	人	66,900	42,816	
R04004	技師(A)	0.640	人	59,600	38,144	
	合計				80,960	算出数量 1.000 回
	単価		回		80,960	
	*** S単 - 7号 ***					
S63010	打合せ(中間)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,中間,0.00人,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.14日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種	一般工種		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)打合せ	中間		深夜時間:0.0		
	3)設計用主任技師人数	0.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.140日				
R04004	技師(A)	0.640	人	59,600	38,144	
R04005	技師(B)	0.640	人	48,500	31,040	
	合計				69,184	算出数量 1.000 回
	単価		回		69,184	
	*** S単 - 8号 ***					
S63010	打合せ(最終)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.14日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	日			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.140日				

事業名	宇城農地整備事業
業務名	水管理計画策定業務

業務別業務名: 設計業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
R04003	主任技師	0.640	人	66,900	42,816	
R04004	技師 (A)	0.640	人	59,600	38,144	
	合計				80,960	算出数量 1.000 回
	単 価		回		80,960	
	*** S単 - 9号 ***					
S63011	着工前打合せ (設計旅費・交通費)		回		1.000 回	歩 A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費) 一般工種・解析等調査業務, 着手前・最終, 0.50日, 0.14日, 通勤により打合せ, ライトバン, 1日, 1時間			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0 豪雪補正: なし 基本給時間: 8.0 深夜時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし 亜熱帯補正: なし 超勤時間: 0.0	
	1) 設計工種	一般工種・解析等調査業務				
	2) 打合せ内容	着手前・最終				
	3) 主任技師配置人員	1人				
	4) 技師 A 配置人員	1人				
	5) 技師 B 配置人員	0人				
	6) 技師 C 配置人員	0人				
	7) 打合せ日数	0.50日				
	8) 往復移動日数	0.14日				
	9) 宿泊区分	通勤により打合せ				
	10) 交通機関区分	ライトバン				
	11) 高速道路往復料金 (税別)	1,218円				
	12) 鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	13) バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	14) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	15) 航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	16) ライトバン使用日数	1日				
	17) 時間区分	1時間				
	18) 宿泊料金 1人当料金 (税別)	0円				
	19) 宿泊手当 1人当料金 (税別)	0円				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	1,218	1,218	
M28121	ライトバン [ガソリンエンジン 二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,450	1,450	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	2.700	L	138	373	
	合計				3,041	算出数量 1.000 回
	単 価		回		3,041	
	*** S単 - 10号 ***					
S63011	中間打合せ (設計旅費・交通費)		回		1.000 回	歩 A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費) 一般工種・解析等調査業務, 中間, 0.50日, 0.14日, 通勤により打合せ, ライトバン, 1日, 1時間			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0 豪雪補正: なし 基本給時間: 8.0 深夜時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし 亜熱帯補正: なし 超勤時間: 0.0	
	1) 設計工種	一般工種・解析等調査業務				
	2) 打合せ内容	中間				
	3) 主任技師配置人員	0人				
	4) 技師 A 配置人員	1人				
	5) 技師 B 配置人員	1人				
	6) 技師 C 配置人員	0人				
	7) 打合せ日数	0.50日				
	8) 往復移動日数	0.14日				
	9) 宿泊区分	通勤により打合せ				
	10) 交通機関区分	ライトバン				
	11) 高速道路往復料金 (税別)	1,218円				
	12) 鉄道往復1人当料金 (税別)	0円				
	13) バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	14) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	15) 航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	16) ライトバン使用日数	1日				
	17) 時間区分	1時間				
	18) 宿泊料金 1人当料金 (税別)	0円				
	19) 宿泊手当 1人当料金 (税別)	0円				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	1,218	1,218	
M28121	ライトバン [ガソリンエンジン 二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,450	1,450	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	2.700	L	138	373	
	合計				3,041	算出数量 1.000 回

事業名	宇城農地整備事業
業務名	水管理計画策定業務

業務別業務名: 設計業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	単 価		回		3,041	
	*** S単 - 11号 ***					
S63011	最終打合せ(設計旅費・交通費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種・解析等調査業務,着手前・最終,0.50日,0.14日,通勤により打合せ,ライトバン,1日,1時間					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 豪雪補正:なし 亜熱帯補正:なし 基本給時間:8.0 超勤時間:0.0
	1)設計工種 2)打合せ内容 3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員 7)打合せ日数 8)往復移動日数 9)宿泊区分 10)交通機関区分 11)高速道路往復料金(税別) 12)鉄道往復1人当料金(税別) 13)バス往復1人当料金(税別) 14)船舶往復1人当料金(税別) 15)航空往復1人当料金(税別) 16)ライトバン使用日数 17)時間区分 18)宿泊料金1人当料金(税別) 19)宿泊手当1人当料金(税別)	一般工種・解析等調査業務 着手前・最終 1人 1人 0人 0人 0.50日 0.14日 通勤により打合せ ライトバン 1,218円 0円 0円 0円 0円 0円 1日 1時間 0円 0円				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	1,218	1,218	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン 二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,450	1,450	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	2.700	L	138	373	
	合 計				3,041	算出数量 1.000 回
	単 価		回		3,041	
	*** S単 - 12号 ***					
S63018	旅費交通費(設計外業日帰用)		式		1,000	歩A 当たり算出
	旅費交通費(設計外業日帰用) ライトバン,5日,1時間					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 豪雪補正:なし 亜熱帯補正:なし 基本給時間:8.0 超勤時間:0.0
	1)交通機関区分 2)高速道路往復料金(税別) 3)鉄道往復1人当料金(税別) 4)バス往復1人当料金(税別) 5)船舶往復1人当料金(税別) 6)航空往復1人当料金(税別) 7)ライトバン使用日数の入力 8)時間区分 9)設計用技師長外業日数 10)設計用主任技師外業日数 11)設計用技師A外業日数 12)設計用技師B外業日数 13)設計用技師C外業日数 14)設計用技術員外業日数	ライトバン 1,218円 0円 0円 0円 0円 5日 1時間 0.000日 0.000日 0.000日 0.000日 0.000日 0.000日				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	5.000	式	1,218	6,090	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン 二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	5.000	日	1,450	7,250	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	13.500	L	138	1,863	
	合 計				15,203	算出数量 1.000 式
	単 価		式		15,203	
	*** S単 - 13号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成		式		1,000	歩A 当たり算出
	電子納品版業務報告書作成 1, A - 4, 1000, 10cm, 0					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 豪雪補正:なし 亜熱帯補正:なし 基本給時間:8.0 超勤時間:0.0
	1)報告書部数(部) 2)規格区分 3)枚数区分(枚) 4)厚さ区分	1.000 A - 4 1000 10cm				

令和8年度 宇城農地整備事業

水管理計画策定業務

特 別 仕 様 書

九州農政局

宇城農地整備事業所

第1章 総則

第1-1条 (適用範囲)

令和8年度 宇城農地整備事業 水管理計画策定業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第1-2条 (目的)

この業務は、国営宇城土地改良事業計画に基づき、水管理システムの構築に係る整備計画を検討するものである。

第1-3条 (場所)

この業務において対象とする位置は、熊本県宇城市地内で別添位置図に示すとおりである。

第1-4条 (低入札価格契約における第三者照査)

1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 九州農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 九州農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

第 1-5 条 (履行確実性評価の達成状況の確認)

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備 等

第 1-6 条 (一般事項等)

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

なお、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木の伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第1-7条（管理技術者）

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

第1-8条（担当技術者）

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

第1-9条（配置技術者の確認）

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

第1-10条（保険加入）

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

第2-1条（適用する図書）

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）（平成22年7月）」及び「土地改良事業計画設計基準 計画 排水（平成31年4月）」を優先して適用する。

他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第2-2条 (設計基本条件)

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

1 設計基本条件

ア 用水計画 計画基準年	平成 16 年 (かんがい期間有効雨量、1/10 年)				
計画かんがい方式	水田	水稻	たん水かんがい	かんがい期間 (代かき期間)	6 月下旬～9 月下旬 6 月下旬 10 日間)
		畑作物 (露地)	うね間かんがい	かんがい期間	通年
		畑作物 (施設)	散水かんがい	かんがい期間	通年
	畑	普通畑 (露地)	うね間かんがい	かんがい期間	通年
		普通畑 (施設)	散水かんがい	かんがい期間	通年
イ 排水計画 計画基準雨量	355mm (3 日間連続雨量、1/10 年)				
計画排水方式	自然排水、機械排水				

第2-3条 (貸与資料等)

貸与資料は次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
設計関係 資料	平成 30 年度 地区調査宇城地区 区画整理計画策定業務 報告書	一式
	平成 30 年度 地区調査宇城地区 用水計画策定業務 報告書	一式
	令和元年度 地区調査宇城地区 事業計画書 (案) 取りまとめ業務 報告書	一式
	令和元年度 地区調査宇城地区 水収支計算補足検討業務 報告書	一式
	令和 5 年度 宇城農地整備事業 水管理システム実証計画検討業務 報告書	一式
	令和 6 年度 宇城農地整備事業 水管理計画検討業務 報告書	一式
	令和 7 年度 宇城農地整備事業 水管理計画検討業務 報告書	一式
その他	その他業務実施上、監督職員が必要と認める資料	一式

第2-4条 (貸与資料の取扱い)

第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

第3-1条（作業項目及び数量）

本業務における設計作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細な作業項目、作業内容は、別紙1【設計作業項目内訳表】に示すものとする。

設計作業

作業項目	数量	備考
1. 作業計画	一式	
2. データ収集、整理	一式	
3. 水位予測モデルの検証	一式	
4. 点検取りまとめ	一式	

第3-2条（設計作業の留意点）

1 現地作業の留意点

現地作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序・方法は、監督職員と綿密な連絡を取り作業の円滑な進捗を図る。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 現地調査に当たっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意する。
- (4) 作業実施のための土地立入り等に当たっては、監督職員と連絡を取った後でなければ作業に着手してはならない。
- (5) 作業遂行上、狭隘な道路が多いため、道路からの転落や路肩の損傷等に十分注意する。

2 設計の留意点

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条に示す貸与資料、共通仕様書に示す参考図書及び受注者が有する資料を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第3-3条（業務の成果品質確保対策）

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、監督職員及び関係する担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものと

する。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容
- ⑤その他

(2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第3－4条（業務写真における黒板情報の電子化）

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチ

ェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の購入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として下記の段階で行うものとする。

なお、打合せ場所は第6-4条に示す場所で行う。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手段階

第2回 中間打合せ(データ収集、整理段階)

第3回 中間打合せ(水位予測モデルの検証段階)

第4回 中間打合せ(水位予測モデルの検証結果)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

第5-1条（成果物）

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部
- 2 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

第5-2条（報告書要約版の作成）

報告書には本業務の要約版を掲載するものとし、その内容については、別途、監督職員の指示によるものとする。

第5-3条（開示用成果物の作成及び提出）

第5-1条に記載している成果物(PDFファイル)に含まれる、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、システムの編集機能により、その箇所を黒塗りにする措置を行い提出しなければならない。

- 1 開示用成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 1部

第5-4条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県宇城市松橋町松橋 357-1

九州農政局宇城農地整備事業所

第6章 契約変更

第6-1条（契約変更）

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「設計基本条件」に変更が生じた場合
- 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 3 第4章に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 4 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 5 履行期間の変更が生じた場合
- 6 関係者協議等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- 7 その他

第6-2条（業務スライドの試行）

- 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
- 2 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、2の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 2の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、2～5の定め

にかかわらず、業務費の変更を請求することができる。

7 6の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 4及び7の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

ただし、発注者が2、6の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1【設計作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当 初	
1. 作業計画	貸与資料を基に、本地区の排水計画を把握し、作業計画を整理する。	○	
2. データ収集、整理			
2-1. 既存水文資料の収集、整理	近傍の河川水位、潮位についてR7.11～R9.1のデータ収集、整理を行う。	○	
2-2. 観測データの整理	①豊川中央排水機場、②豊川中部排水機場、③亀松西部排水機場、④亀松排水機場、⑤豊川北部排水機場、⑥五丁川排水機場、⑦豊川排水機場、⑧豊川南部排水機場、⑨出村排水機場について、各機場内水位及び排水ポンプの稼働時間など、観測データ（R8.2～R9.1）を整理する。 なお、汎用データロガーを設置し、計測中。	○	
2-3. ゲートの開閉状況の整理	豊川中央流域、亀松流域、豊川北部流域、五丁川上流流域、豊川南部流域、出村・宇土割流域にある排水ゲートの開閉状況（R8.2～R9.1）を整理する。なお、トレイルカメラ（13箇所）を設置し、計測中。	○	
2-4. 観測水位・雨量データの整理	豊川中央流域内の南豊崎3号揚水機場にある雨量計（1箇所）の観測データ（R8.2～R9.1）を整理する。また、豊川中央流域内のサイホン上流、五丁川樋門（内水側・外水側）、西下郷工区下流にある水位計の観測データ（R8.2～R9.1）を整理する。なお、水位計（4箇所）は超音波式を設置し、計測中。	○	
3. 水位予測モデルの検証	豊川中央ブロックの水位予測モデルの精度向上を目的として、当該業務で得られた観測データをモデルに反映し、モデルの検証を行う。 また、水位予測モデルの検証結果を活用し、用排水管理の最適化に向けた管理条件を整理する。	○	
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

令和8年度 宇城農地整備事業
水管理計画策定業務

図 面 目 録

番号	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
計		1	

令和8年度宇城農地整備事業 水管理計画策定業務

位置図

